

目 次

○第1号（5月29日）

議事日程 第1号.....	1
本日の会議に付した事件.....	1
出席議員.....	2
欠席議員.....	2
説明のため出席した者.....	2
事務局職員出席者.....	2
議長あいさつ.....	3
町長あいさつ.....	3
開会・開議.....	3
日程第 1 会議録署名議員の指名.....	3
日程第 2 会期の決定.....	4
日程第 3 議案第43号 吉岡町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定.....	4
議長あいさつ.....	15
町長あいさつ.....	15
閉 会.....	15

平成21年第3回吉岡町議会臨時会会議録第1号

平成21年5月29日（金曜日）

議事日程 第1号

平成21年5月29日（金曜日）午前9時開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案第43号 吉岡町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定

(提案・質疑・討論・表決)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（15人）

1番	坂田一広君	2番	小池春雄君
3番	岸祐次君	4番	長光子君
5番	近藤保君	6番	田中俊之君
7番	小林一喜君	8番	神宮隆君
9番	齋木輝彦君	11番	福田敏夫君
12番	宿谷忍君	13番	栗原近儀君
14番	栗田政行君	15番	南雲吉雄君
16番	岩寄幸夫君		

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町長	石関昭君	副町長	堤壽登君
教育長	佐藤武男君	総務政策課長	大沢清君
財務課長	堤辰巳君		

事務局職員出席者

事務局長	樺澤秋信	主任	廣橋美和
------	------	----	------

議長あいさつ

議長（岩寄幸夫君） 皆さん、おはようございます。

平成21年第3回臨時会に当たり一言あいさつを申し上げます。

議員各位におかれましては、何かとお忙しい折、第3回臨時会に出席をいただきましたことに深く感謝申し上げます。本臨時会ご案内のとおり議案1件ですが、重要な案件ですので十分ご審議の上、適切な判断をお願い申し上げます。

議事進行には皆様の格別なるご協力をお願いし、開会のあいさつといたします。

町長あいさつ

議長（岩寄幸夫君） ここで町長よりあいさつの申し入れがありましたので、許可します。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 皆さん、おはようございます。

平成21年第3回臨時会の開会に当たりまして、一言あいさつを申し上げます。

議員皆様方におかれましては何かとお忙しいところでもありますが、平成21年第3回臨時会のお願いをいたしましたところ、全員の議員皆様のご出席をいただき、ここに開催できますことを心より御礼を申し上げるところでございます。

本日は議案1件の上程をさせていただきました。十分ご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げまして、開会に当たりましてのあいさつとさせていただきます。

よろしくようお願い申し上げます。

開会・開議

午前9時開会・開議

議長（岩寄幸夫君） ただいまの出席議員は15名で定足数に達しています。

これより平成21年第3回臨時議会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程第1号により会議を進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（岩寄幸夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

議会会議録署名議員は、会議規則第112条の規定により、議長において6番田中俊之議員と7番小林一喜議員を指名します。

日程第2 会期の決定

議長（岩寄幸夫君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は本日1日限りとしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日限りと決定しました。

日程第3 議案第43号 吉岡町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定

議長（岩寄幸夫君） 日程第3、議案第43号 吉岡町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 議案説明を申し上げます。

議案第43号 吉岡町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、提案説明を申し上げます。

本条例は、一般職の職員の給与、特別職、教育長、議員の報酬等を規定している4条例を一括して改正するため条例の制定をするものです。

国は、人事院の勧告を受けて、国家公務員に6月に支給する期末勤勉手当0.2カ月分の凍結を決定し、実施のための給与法案を衆議院で5月26日に可決しています。

一方、地方公務員等の扱いについては、国は地方公務員法に規定する均衡、情勢適応の原則に基づいて国家公務員に準じた措置をとるよう、総務省から各都道府県知事あてに通知がされております。

このため当町においても国に準じ、0.2カ月分凍結する措置をお願いするものであります。詳細につきましては総務政策課長から説明させますので、ご審議の上、可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議長（岩寄幸夫君） 大沢総務政策課長。

〔総務政策課長 大沢 清君発言〕

総務政策課長（大沢 清君） それでは、議案第43号 吉岡町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定につきまして、町長の補足説明を申し上げます。

本議案につきましては、町長が申し上げたとおり、人事院勧告に基づいて6月に支給す

る一般職の職員の期末手当、勤勉手当の支給率0.2カ月分凍結すること、並びに特別職、それから議員の期末手当を0.2カ月分凍結するために4つの条例を一括して改正するための条例を制定するものでございます。

本条例は本則4条から成るもので、第1条に吉岡町職員の給与に関する条例、第3条に吉岡町教育長の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例、第4条に吉岡町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の、それぞれの条例の一部を改正することを規定しております。

まず、本則第1条は、吉岡町職員の給与に関する条例の一部を改正する規定で、一般職の職員の期末手当を100分の15、勤勉手当を100分の5、合わせて100分の20を凍結すること、並びに再任用職員については、期末手当を100分の5、勤勉手当を100分の5、合わせて100分の10を凍結する規定になっております。

本則第2条は、特別職の職員の給与及び旅費支給条例の一部を改正する規定で、期末手当を100分の20凍結する規定となっております。

本則第3条は、吉岡町教育長の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する規定で、前条と同じく期末手当を100分の20凍結する規定となっております。

本則第4条は、吉岡町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する規定で、前2条3条と同じく、期末手当を100分の20凍結する規定となっております。

改正する4条例、いずれも附則で特例措置を設けまして、平成21年6月の支給に限って適用させるとするものでございます。

それでは、新旧対照表をごらんになっていただきたいと思っております。

新旧対照表の1ページは、第1条の吉岡町職員の給与に関する条例の一部改正に当たるものでございまして、ただいま説明を申し上げました内容を附則に18号を追加しまして特例措置を設けるものでございます。

次の2ページになりますが、これは特別職の職員の給与及び旅費支給条例の一部改正に当たるものでございまして、これにつきましても説明を申し上げました内容を附則に第5号を追加しまして、特例措置として設けるものでございます。

次、3ページのほうをごらんになっていただきたいと思っております。3ページは、第3条の吉岡町教育長の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例の一部改正に当たるものでございまして、前条と同じく附則に第2号を追加しまして、特例措置として設けるものでございます。

次の最後の4ページになりますが、4ページは第4条の吉岡町議会議員の議員報酬及び

費用弁償等に関する条例の一部改正に当たるものでございまして、前2条と同じく附則に第6号を追加しまして、特例措置として設けるものでございます。

ちなみにこの措置によりまして凍結する金額の合計でございますが、およそ820万円程度となります。

以上、まことに雑駁ではございますが、町長の補足説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

議長（岩寄幸夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

2番小池議員。

〔2番 小池春雄君発言〕

2番（小池春雄君） 何点が質問します。

まず、第1点目でありますけれども、本町職員のラスパイレス指数はどのくらいになっているかということをお示し願いたいと思います。

それから、この間に恐らく町の職員組合との話し合いが持たれたかと思っておりますけれども、町職員との話し合いの結果はどうであったのか、その話し合いの内容について差し支えなかったらお示し願いたいと思います。

それと、もう1点ですけれども、一般職に対しまして人勤のほうで0.2の凍結をしろという話があったということなのですが、これは今回、特別職も含めてでありますけれども、その特別職についてでもそういう話があったのかということをお尋ねします。

それから直接は関係ないのですが、もう1点お尋ねしたいのは、三役、町長、副町長、教育長、これに対する退職金というのは4年を過ぎると幾らになるかについてもお示し願いたいと思います。

それから町長にお尋ねをしますけれども、本日の新聞を見ますと、榛東村がこの議案を否決したというような報道がありましたけれども、議会の言い分と町執行の言い分が違っているようでありますけれども、どうも議会のほうは勘違いをしていたような感じがするのでありますけれども、村長は、ことしの4月から、議会のほうはこれまで時間が8時間だったと、村長のほうは7時間45分だということで、新聞を見る限りでは議員が勘違いしているかというような感もあるのですが、決して勘違いをしているとは思わないので、結果的に職員のボーナスをカットすることには反対だという考えが根底にはあるんだと思っておりますけれども、そこでお尋ねするのは、榛東問題は榛東問題として、確かに人勤がこういう結論を出したにしましても、やはり問題になるのは、この景気低迷の中で賃金が抑制をされますと、国の景気がますます悪くなるということがあります。公務員の給与が下がる、それによって今度民間がそこに合わせてきてまた賃下げがされるということで、悪い

連鎖が起きるのだと思います。そういうふうな中で、果たして人勧の言うことばかり聞いていることが正しいかどうかというような疑問も思われるのですけれども、そういう景気を引き下げる、下げてしまうことについて町長はどのような見解を持っているかということをお尋ねいたします。

以上何点か質問をしましたが、よろしくお願いします。

〔総務課長 大沢 清君発言〕

議長（岩寄幸夫君） 大沢総務政策課長。

総務政策課長（大沢 清君） それでは、小池議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず1点目のラスパイレス指数でございますけれども、今ちょっと手元に持っていないのですが、多分95くらいになっているかと思っております。

それから、職員組合との話し合いについてのご質問でございますけれども、職員組合からは一応文書をいただきまして、それに対しまして回答はということで委員長に話しましたところ、特に回答については求められておりませんで、吉岡だけが特別にやらないようにという、そういう要請は受けております。

それから、特別職についての0.2カ月についてどうかということでございますけれども、これは、国のほうから地方公務員に関して、国と準じるということでございますので、町長につきましても特別職の公務員ということでございますので、同じ扱いというふうにさせていただいたものでございます。

それから三役についての退職金の額は幾らかということでございますけれども、これについて特に計算したものを持ってきておりませんので、計算すればすぐ出てまいりますので、一応計算をさせたもので後ほど提出させていただきたいと思っております。

それから、最後の榛東村に関しましては、町長に対してのご質問でございますので、私のほうからの答弁につきましては控えさせていただきたいと思っております。以上でございます。

議長（岩寄幸夫君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 小池議員の榛東村のけさの新聞の状況をお話し願いたいということですが、けさ、私は申しわけないですけれども上毛新聞をとっていないもので、新聞を見ずに役場に来ました。そういった中におきまして、榛東村の話を総務課長のほうからお聞きしたと、榛東村はこういう状況ですよということでお聞きしたということで、一瞬たまげたなという感じも受けました。そういった中におきまして、低迷するこの時世においてこのようなことをやれば悪影響が起きるのではないかというようなご質問だと思いますけれども、一般職は今ボーナスどころではなく、雇用問題一つにしても、働きたくても働けない状況の中においては、やはり公務員として、こういった形の中で示していかなければ、

もちろん町民に対しても、今言った申しわけが立たないのかなというようにも思っております。

そういった中で、小池議員が申されたとおり、悪影響を起こすことはあり得ると思いますが、今のこの状況を見ますと、公務員として、また三役としても、そういったことで従わざるを得ないというようにも思っております。

そういうことをご理解をしていただきたいと思います。

議長（岩寄幸夫君） 暫時休憩します。

午前9時19分休憩

午前9時30分再開

議長（岩寄幸夫君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

大沢総務政策課長。

〔総務政策課長 大沢 清君発言〕

総務政策課長（大沢 清君） それでは、先ほどの小池議員の、町長、副町長、教育長の一期分の退職金の額ということでご質問ございましたので、それに関しましてご答弁させていただきます。

まず、三役いずれも減額されておりますので、減額後で計算させていただいた金額でございますが、町長がこれで計算しますと1,266万2,700円になります。それから副町長でございますが639万6,000円。教育長でございますが555万1,200円ということでございます。

以上でございます。

議長（岩寄幸夫君） 2番小池議員。

〔2番 小池春雄君発言〕

2番（小池春雄君） 先ほど労働組合との話し合いという中で、ちょっとわかりにくかったのですけれども、回答があって、そしてその吉岡町が特別にならないようにというような、わかりにくい回答だったんですけれども、もう少し話し合いの中で、恐らく話し合いが持たれたと思うのですが、その話し合いの中で組合からはどういう要望が出されたのか。最初からおっしゃるとおり私は結構ですというところに至ったのか、その辺の経過について、もう少し詳しくははっきりとお尋ねをしたいと思います。

それから、ラスパイレス指数が95ということでしたけれども、群馬県内で見まして平均の指数というものはどのくらいになっているのか。その中で吉岡町のこの95という数字はどうか、ということ再度お尋ねしたいと思います。

それから、減額が全体で840万円ということでしたけれども、これが実際には、これ

に該当する人が何人になるのか、そして平均がどれくらいになるかというのをお尋ねしたいと思います。

それから、最後になりますけれども、今回のこの条例の改正の出し方ですけれども、3つが一括して出されておりますけれども、これは一括しますとこの部分はいいけれどもこの部分はだめだという判断ができなくなって、そうすると、1カ所でもだめだという部分があれば全部がだめになってしまうということなんですけれども、この出し方に問題はないのかということについて、4点についてお尋ねをしたいと思います。

議長（岩寄幸夫君） 大沢総務政策課長。

〔総務課長 大沢 清君発言〕

総務政策課長（大沢 清君） それでは、今4点ほどご質問いただきましたけれども、まず組合との交渉について具体的にどのようなことかということですが、実は組合の執行委員長、それから書記長と二人で私のところで文書をいただきました。それで、町長を含めて話し合いをするのかということ委員長に伺いましたところ、この文章を出すだけでよろしいと。特に話し合いを持つ必要もないけれども、吉岡町が要するにフロントランナー、最も先にやるということは控えていただきたい。当然地方公務員法にも国公準拠の規定があるわけですから、国に先行してやることは避けていただきたいと、そういうことがございました。

そういうことで先ほど町長から冒頭説明がありましたけれども、国の給与法の状況を見た上で、それを見ながら町のほうも出ささせていただくということで、きょう5月の最後になりましたけれども、ここで条例の提出をさせていただいたということでございます。当然6月になりますと、不利益遡及は当然できないことになりますので、一応最後ということを出させていただいたものでございます。

それで県内の状況等もある程度は調査させていただいておりますけれども、先ほど小池議員からもありましたように、榛東村が昨日、周辺でいきますと渋川市も昨日というようなことを伺っております。一応、組合との交渉につきましては、そのようなことでございます。

それから、ラスについてでございますけれども、ラスにつきましては町村と、それから市の部分がございますので、どこを平均ということにすればいいのかわからないのですが、吉岡町につきましては、ほぼ真ん中あたりになるのではないかと考えております。

市の部分になりますと、どうしてもラスは高くなっているかと思っております。多分吉岡につきましては95前後が平均ではないかというように考えております。全国的にも多分そのあたりが平均になるのではないかと考えております。

それから、人数でございますけれども、これは当然職員全員を対象にしております、たまたま育児休業中の職員が4人おりますけれども、1人だけは6月1日から復帰する予定でございますので、その人の分も含めてということになります。ですから、職員は全部で106名から4人を引いて102名、それから1人復帰することで103名になって、当然三役と議員さんの15名、それだけが対象ということになります。

それから、条例の提出方法についてというご質問でございますけれども、これにつきましては、どこでも同じ0.2カ月分削減するということが国のほうから示されておりますので、特にこの部分一つ一つ条例を出さなくても、一つの条例で一括して審議していただくということで、特に問題はないのではないかという判断の上で、そのための条例の制定ということで提出をさせていただいたものでございます。

以上でございます。もし答弁漏れ等がございましたら、ご指摘をお願いしたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

議長（岩寄幸夫君） 小池議員。

〔2番 小池春雄君発言〕

- 2番（小池春雄君） この議案の提出の仕方、一括になっておりますけれども、これは中身が3つに分かれておりますね。特別職はやむを得ないかといっても、一般職については果たしてどうなのかというその思いがあったときに、一括になってしまって、そもそも本文そのものというのは、吉岡町の場合には、職員給与に関する条例ということで一括になってしまっているわけです。そうだとすると、私はちょっとそこに問題があるのではないかと考えるのですが、それぞれ本来であれば、条例は別々に定められているべきものだというふうに思うんですよ。全くその中身が違うわけですから。だから、仮に町長の給与を今20%減額をしていると、その減額をしたいということを出したときに、今度は一般職の条例まで全部持ち出して、その中でここを直すというやり方になるわけですね。私の記憶では、これまでの経験の中で、果たしてそうだったか、私は別々だったような気がしているんですけども、この部分はいいけれどもこの部分はだめだという判断が大変しくなるので、この出し方というのが本来本当に正しいのかどうか、という疑念を持ったものですから、その辺について、これで皆さんが全く問題ないということで問題なんでしょうけれども、そのところを確認しておきたいと思っておりますけれども。

議長（岩寄幸夫君） 大沢総務政策課長。

〔総務政策課長 大沢 清君発言〕

総務政策課長（大沢 清君） 条例の出し方について再度ご質問をいただいておりますけれども、給与関係、地方公務員、議員さんも含めて特別職の地方公務員になるわけでございますけれども、同じような条例を同じような形で出すとすれば、その代表的な条例に

「等」を加えて、一緒に改正するために出してもいいというような規定がございますので、吉岡町職員の給与条例等ということで「等」をここに入れさせていただきます、他の条例もあわせて改正するために条例を制定させていただいたということで、大きくりにしまして地方公務員ということで、関連するものを一括して改正するための条例をつくらせていただいたと、そんなことでご理解いただければというふうに思います。よろしく願いします。

議長（岩寄幸夫君） 8番神宮議員。

〔8番 神宮 隆君発言〕

8番（神宮 隆君）この夏の賞与を減額というのは、私も大分長く公務員をやっていたことがありますけれども、余り聞かない、夏のボーナスの減額というのは初めてではないかというふうな感じがします。

そこで、この期末勤勉手当は、今度は1.95カ月ということで0.2カ月カットされたわけですが、年間でしますと記憶では減額にならなければ4.5カ月でいいかどうかです。そのうち夏のボーナスが2.15カ月ということで、これが0.2カ月短縮されたわけですが、今度は1.95カ月になりましたけれども、この1.95カ月の中の普通職員、一般職員の勤勉手当、期末手当と勤勉手当と分かれるわけでしょうけれども、これはどのくらいになっているのか。それで、支給対象103名ということですが、期末手当、勤勉手当のこれが完全に全うされて、カットされる部分が当然出てくる。勤務日数が足りなければ、その辺の基準というのは、特に問題なのは勤勉手当だと思いますけれども、ほとんどの人は支給満額もらうと思いますけれども、やはり病休その他でカットされるというようなこともある。なければいいのですが、カットされるとすればどのくらいかということ。

それから、このままいきますと人事院勧告がまた夏に出ると思います。毎年夏に人勧が出ますから。そうすると、冬のボーナスのほう、また昇給分こういうものに、この景気動向が大変まだ厳しい情勢ですから、そういうふうに出てくる。かなりの減額ということで、一般の勤め人も公務員も同じなんでしょうけれども、この夏のボーナスで職員0.2カ月というと大体どのくらいの額のカットになるのか、それをお伺いしたいと思います。

それから、820万円その減額で支給するのが少なくなるというのですけれども、この820万円の余った分の使い道ですが、それは何か考えがあるのかどうか、その点についてお伺いしたいと思います。よろしく願いします。

議長（岩寄幸夫君） 大沢総務政策課長。

〔総務課長 大沢 清君発言〕

総務政策課長（大沢 清君） 神宮議員のご質問にお答えさせていただきますけれども、まず人事院

勧告に関してでございますけれども、今までの経験からそういうことはなかったということでご質問の中にあつたわけでございますけれども、多分臨時に6月に支給する期末勤勉手当を凍結するというような勧告をしているということは、過去になかったかというふうに思います。そのような百年に一度の経済情勢ということで、特別に5月1日に人事院が臨時に勧告をしたものでございまして、当然また8月ごろには通常に人事院が勧告してくるのではないかというふうに思います。それが今後どうなるかというのは、やはり社会の経済情勢によって、場合によっては12月の期末勤勉手当についても凍結という方向で勧告されるかどうか、それは今の日本の経済情勢によってということになるかと思ひます。それによって、またベースとなります給与につきましても、どのように勧告されるのかということになると思ひます。

それから、勤勉手当のカットの率についてのご質問がございましたけれども、この部分については特に勧告の中、余分に勤勉手当について、例えばこれは基準日が6月1日ですから、この前に例えば何カ月間か休んでいるとか、それは基準は特に変えていませんので、その率によって当然同じような、今までと同じ率で勤勉手当についてはカットするとすればそういう形になるのではないかと思ひています。

そのようなことで、人事院勧告に関してのご質問等を含めてのご質問がございましたけれども、幾つかご質問いただいておりますけれども、答弁漏れ等ございましたらご指摘いただければ答弁させていただきます。

議長（岩寄幸夫君） 神宮議員。

〔8番 神宮 隆君発言〕

8番（神宮 隆君） 8番神宮です。人勤のほうはわかりました。

ただ、勤勉手当の関係で、今回の103名の支給の中に、そういう勤勉手当の基準に当たって、この中でどのくらいの額が勤勉手当1.95カ月の中で、期末手当が何カ月、勤勉手当が何カ月というふうにあるでしょうけれども、その率と、それから職員の中で、その期末勤勉手当を満額支給できなかったと、そういう職員が何人かいれば、その人員を教えていただきたいと思ひます。

あと0.2カ月ですから、平均給与者で見ると、具体的に幾らぐらい減額になるのか、平均給与者45歳の場合はどうか。国家公務員の場合ですと、配偶者と子供2人いる45歳の行政職の係長ですと8万9,000円くらい減るというようなことが新聞にありますけれども、その辺のことが、もしわかりましたらお願いしたいと思ひます。

議長（岩寄幸夫君） 大沢総務政策課長。

〔総務政策課長 大沢 清君発言〕

総務政策課長（大沢 清君） 勤勉手当をカットしている人が何人いるかということでございますけ

れども、先ほど少し申し上げましたとおり、6月の1日に育児休業から復帰する職員が1人おりますので、当然この人につきましてはカット。勤めておりませんので、成績云々ではなくて、カットの対象が当然でございます。これが1人おります。

それから、通常に減額なしで支給したとしますと、総額で言いますと、カットしない職員だけで言いますと、期末手当をカットしないで支給したとしますと、約4,730万円になります。それで0.2カ月分を凍結して計算しますと、4,260万円ほどになりますから、この差の分が期末分で約470万円になるかと思えます。

それから、勤勉手当でございますけれども、勤勉手当を凍結なしで支給したとしますと、約2,920万円ほどになりまして、凍結後でいきますと、2,680万円ほどになりますから、この差でいきますと240万円程度になるかと思えます。この合計で、職員分で行きますと約710万円ですから、これを人数分で割りますと、大体1人7万円弱ぐらいが凍結されるかなと、そういう金額になるかというふうに思います。以上でございます。

議長（岩寄幸夫君） 神宮議員。

〔8番 神宮 隆君発言〕

8番（神宮 隆君） 当初予算では職員の分は組んでいたわけですがけれども、その減額した分、減額された800万円余り、これの今後の使い道はいかがでしょうか。

議長（岩寄幸夫君） 大沢総務政策課長。

〔総務政策課長 大沢 清君発言〕

総務政策課長（大沢 清君） これにつきましては、一応凍結ということでございます。当然これは職員、議員さん、町長もそうですけれども、当然条例によらないものは支給できないということになりますから、この分については現在凍結でございましたので補正はしておりませんがけれども、これがまた多分8月ごろ人事院勧告されるかと思えますので、その結果によって、これは最終的には減額の補正をさせていただくことになるかと思えます。以上でございます。（「わかりました」の声あり）

議長（岩寄幸夫君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第43号は、吉岡町議会会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 異議なしと認め、そのとおり決めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

2 番小池議員。

〔 2 番 小池春雄君発言 〕

2 番（小池春雄君） ただいま上程をされております、議案第 4 3 号 吉岡町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定につきまして、反対の立場で討論を行います。

まず、第一に指摘をしておかなければならないのは、今回のこの改定案は、0.2カ月のボーナスを、特別手当を減額するというものでありますけれども、このことによりますことの影響であります。まずは、職員におきましては、長いこと昇給がないという中で、生活設計を組んだものが破綻もしかねません。公務員が安心して暮らせてこそ町民への奉仕者としての仕事ができるのだというふうに私は考えております。また、このことは景気、雇用の先行き不透明から消費者の節約志向が強まっており、ボーナス支給額の減少で個人消費への影響が懸念されるというような報道もされております。ボーナスの大幅減で、再びマインドが冷え込む可能性が高いということも明らかであります。やはり公務員が安心して生活でき、そのことでまた国全体の景気、消費が上向くのだという考えを持っております。

そして、最後に言うておきますけれども、私は本来こういうものの条例の出し方というのは、今回は大きく分けて、1条、2条、3条、4条とありますけれども、1条が職員の給与に関する条例であります。そして、2条、3条、4条は特別職の報酬及び費用弁償に関する条例となっております。私も特別職はやむを得ないとしても、やはり、一般職員に関する給与の減額、ボーナスの減額、期末手当の減額というものは到底受け入れられないという考えを持っておりますので、本議案に対して反対をし、また提出議案については、このようなことがありますので、ぜひとも3議案提出は一緒でも構いませんけれども、議決の中では別々に、一括議題としないで、別々な議決の方法をとっていただければと思います。以上申し上げまして、反対討論といたします。

議長（岩寄幸夫君） 5 番近藤議員。

〔 5 番 近藤 保君発言 〕

5 番（近藤 保君） 5 番近藤です。今回の条例改正につきましては、百年に一度という大変な経済状況の中にありまして、一般国民あるいは町民感情からして、やはり今回の条例につきましては、広く判断をいただきまして、賛成の立場で討論をさせていただきます。

議員皆様の幅広いご賛同をお願いいたしまして、よろしくようお願い申し上げたいと思います。以上です。

議長（岩寄幸夫君） ほかにありませんか。

〔 「なし」の声あり 〕

議長（岩寄幸夫君） 討論なしといたします。討論を終結いたします。

暫時休憩します。

午前 9時59分休憩

午前10時10分再開

議長（岩寄幸夫君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

これより起立によって採決を行います。

議案第43号に賛成の議員は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（岩寄幸夫君） 起立多数です。よって、議案第43号は、原案のとおり可決されました。

議長あいさつ

議長（岩寄幸夫君） 以上をもちまして本日の日程はすべて終了しました。

閉会に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、提出された議案1件に、皆さんの慎重な審査と判断をいただき原案どおり可決されました。時節柄、議員並びに執行各位におかれましては、健康に十分留意の上、よりよい町づくりのため、なお一層活躍くださいますようご期待申し上げ、閉会のあいさつといたします。

町長あいさつ

議長（岩寄幸夫君） 町長のあいさつの申し入れを許可します。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 閉会に当たりまして一言御礼のごあいさつを申し上げます。

本日の臨時会におきまして1議案を提案申し上げたところ、原案のとおり可決していただきまして、まことにありがとうございました。厚く御礼を申し上げます。

議員各位におかれましては、お忙しい中、6月定例会でまたお世話になります。健康には十分留意され、町政発展のためご尽力を賜りますよう心よりお願い申し上げます、あいさつとさせていただきます。

本日は大変お世話になりました。ありがとうございました。

閉会

議長（岩寄幸夫君） これにて本日の臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午前10時12分閉会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定によりここに署名する

吉岡町議会議長 岩 寄 幸 夫

吉岡町議会議員 田 中 俊 之

吉岡町議会議員 小 林 一 喜